

## 福祉サービス第三者評価結果

### ① 評価機関

評価機関名	福祉サービス評価センターさが
訪問調査実施日	平成26年11月13日(木)

### ② 事業者情報

名称	けいこう園	種別	養護老人ホーム
所在地	〒846-0012 佐賀県多久市東多久町大字別府 5222-2		
TEL	0952-76-2443	FAX	0952-76-2551
施設長名	園長 大坪庄吾	定員	70名
設置者	理事長 平松克輝		

### ③ 総評

#### 《特に評価の高い点》

- 1 代表者、管理者の役割・責任について明確化されるとともに法人として法令遵守規程が定められ、コンプライアンス会議を開催し、遵守すべき法令のリスト化にも着手されるなど福祉サービスの質の向上、業務の効率化に向けて組織的な取り組みを行い、職員会議や研修会、担当者会議等を通じて職員の意識形成にも努められている。
- 2 入園者一人ひとりの身体状況や生活実態について把握され、定期的にあセスメントが実施されており、それを踏まえた個別サービスの提供・支援のための処遇計画と介護保険サービス等の福祉サービス計画が相互に整合性を保ちながらサービス提供されている。
- 3 園の最重要課題であった施設の全面移転改築が平成22年7月に完了し、入園者の居室は各居室にトイレが設置されて全室個室化されるとともに、浴室・脱衣場等もプライバシーの保護に十分配慮した環境が整備され、入園者一人ひとりの希望や体調に応じた支援・対応がなされている。
- 4 入園者一人ひとりの好みや意向を反映した個別・具体的な理・美容の実施や衣類の着替え・購入支援等の整容、プライバシーの保護も含めて個人の尊厳にも配慮したマニュアルを基にした入浴介助及び排泄等の支援が適切に行われている。
- 5 健康管理マニュアル等に基づき、定期健康診断や予防接種、毎月の嘱託医の検診、日常的な健康状態の把握管理、服薬管理、入園者に対する日常的な手洗い、うがい等の励行指導や情報提供も適切に実施されており必要な記録がなされている。また、感染症対策についてもマニュアルを定め、感染症対策委員会で情報の共有と確認を行うなど適切に対処されており、また、食中毒防止についても同様に適切に対処されている。入園者の救急対応についても、救急マニュアルが定められ、看護師等職員間や救急医療機関との緊急連絡体制も整備されている。

《改善を求められる点》

- 1 平成 22 年 7 月に施設の全面移転改築という最重要課題が実現されたこともあり中・長期計画が現在策定されていない。社会福祉事業全体の動向や地域ニーズの把握・分析に努められているが、今後の目標・課題達成のためにはその把握・分析結果を踏まえて中・長期計画を策定に向けた組織を挙げての取り組みが望まれる。また、公認会計士等の外部専門家の活用等による経営分析・課題発見に努め、中・長期計画の策定に反映されることが望まれる。
- 2 現在実施されていない定期的・客観的な人事考課の実施や職員の悩み解消のための相談機能の充実、中・長期計画を踏まえた職員の教育・研修計画の作成、実習生受け入れ体制と実習育成プログラム整備が望まれる。
- 3 地域ニーズを把握し、それに基づく事業活動の展開に努めることが課題であると認識されるとともに施設が有する機能を地域に開放、提供活用する取り組み及びボランティアの組織的受け入れ態勢の整備について今後検討していくこととされており、今後の具体的な取り組み展開が望まれる。
- 4 サービスの質のなお一層の向上のため定期的な自己評価や第三者評価を行うとともにサービスの標準的な実施方法について職員の参画のもとで検討し、整備する取り組みが展開することを期待している。
- 5 職員の待遇・マナーに関するマニュアル、これまで活用事例が見られない福祉サービス援助事業の運営マニュアル等の整備を図り、入園者の生活支援がより一層適切に取り組めるようにしておくことが望まれる。
- 6 虐待防止のための職員研修の充実、やむを得ず身体拘束を行う場合の本人・家族の同意を得ていることの記録のなお一層の徹底が望まれる。
- 7 現在 17 時からとされている夕食時間については、園においても既に課題として捉えられており、家庭生活により近いものにするとの観点から検討が進められることを期待している。

#### ④ 評価結果に対する事業者のコメント

今回初めて「福祉サービス第三者評価」を希望するにあたって、当施設としては次の2点を主たる目的としました。

・ 第一に、社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」において、「1 運営費の弾力運用が認められる要件について・・・(4) - ②「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(平成16年5月7日老健局長連名通知)に基づき、第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。」を念頭に置いていた事。第二に、公立から民間への移管を受けた施設として既に8年を経過し、措置施設ではあるが多くの介護保険サービスの利用者を抱える現状において、福祉サービスの充実を図るためには第三者の評価を受けながら自らの意識改革を更に推進する必要がある事。

今回の評価結果において、高い評価を頂いた点もありますが、改善を求められる点が多々ありましたので、今後、早期に改善すべき目標、或いは目指すべき方向と捉え福祉サービスの質の向上に取り組みたい。

#### ⑤ 項目別の評価結果

別添のとおり